

千葉県入札監視委員会平成19年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成20年1月28日(月) 千葉県文書館6階多目的ホール	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 高橋 彌(元千葉工業大学教授) ○ 服部 岑生(元千葉大学教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 丸山 英氣(中央大学法科大学院教授・弁護士) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成19年4月1日～平成19年9月30日	
審議案件	5件	1 審議期間中に21件の低入札価格調査があったことを報告しました。 3 審議期間中に12件の指名停止があったことを報告しました。
一般競争	1件	
公募型指名競争	1件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

意見・質問	回 答
<p><b>1 一般競争入札</b>  <b>【交通信号機集中制御化（更新）等工事（市原市ほか）】</b></p> <p>○ 本案件の工事の価格（設計・予定・調査）で公表されているものはどれか。</p> <p>○ 設計金額の決め方はどのようにしているか。</p> <p>○ 調査基準価格を業者に教えているのか。</p> <p>○ 調査基準価格はどのように決定しているのか。</p> <p>○ 落札率が低いようだが調査基準価格を最低に設定するのではなく、予定価格を低く設定すべきではないのか。</p> <p>○ 信号機等の工事は補助事業ということだが、工事費などは全国的に統一されているのか。</p>	<p>○ 予定価格を公表しています。</p> <p>○ 単価設定については、県の積算基準を基本にしていますが、信号機等の機器や材料は特殊であるため積算基準に掲載ない物については、物価本等の刊行物による市場価格を採用しています。そこに無いものは、業者からの見積りを取り、最低見積業者に査定率を掛けて単価を決定しています。</p> <p>○ 調査基準価格は公表しておりません。</p> <p>○ 「建設工事等低入札価格調査実施要領」第4条の規定に基づき100分の85から3分の2の範囲内で3分の2と決めました。</p> <p>○ 予定価格は、県の積算基準を基本にしていますが、信号機等の機器や材料は特殊であるため積算基準に掲載ない物については、物価本等の刊行物による市場価格を採用しています。そこに無いものは、年度当初に業者から見積りを取り、最低見積業者に査定率を掛けて単価を決定しています。よって予定価格については妥当と判断します。</p> <p>○ 交通信号機工事共通仕様書は、警察庁において定められているので全国统一のもので、単価等については、各県において決定しています。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>2 公募型指名競争入札</b>  <b>【海神県営住宅第2期建築主体工事（平成19年度事業）】</b></p> <p>○ 応募業者13者を12者に絞って指名した経緯はどうなっているか。</p> <p>○ 辞退者がなければ、絞られた業者が応札できたのではないか。</p> <p>○ 同額の場合はいくじ引きか。</p> <p>○ 入札辞退は理由なしにできるか。</p> <p>○ 辞退者に対するペナルティはあるか。</p> <p>○ 契約書の契約保証金が免除となっているのはなぜか。</p> <p>○ 12者に厳しく絞って、結局11者になるのは、厳しい。フレキシブルにできないものか。</p> <p>○ 3者同額での入札だが、内訳は違うのか。</p>	<p>○ 指名業者選定審査会に諮り、指名業者を13者から12者に絞りました。審査会に諮るにあたっては、「公募型指名競争入札における評価方式」に基づく12項目について評価した資料を提出しています。</p> <p>○ 部会事務取扱要領に基づき、時系列に従って処理しています。</p> <p>○ 地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじで行っております。</p> <p>○ 提出された辞退届に、応募調書で申請した技術者の専任配属が困難なためと理由が書かれてあり、資格要件を満たさなくなることから、これを受理しました。</p> <p>○ ありません。</p> <p>○ 保証会社と保証契約を結んだ場合は免除となります。</p> <p>○ 部会事務取扱要項に基づき12者を指名審査委員会に諮り指名し、その後に辞退となったもので、時系列に従い処理を行っています。</p> <p>○ 入札に先立ち内訳書を提出させており、内容を確認したところ、3者とも異なっていました。  直接工事費及びその内訳である科目別金額はそれぞれ異なりましたが、これに経費が加わり、切のよい金額に端数処理をした結果同額になったと思われれます。</p>

意見・質問	回答
<p><b>3 指名競争入札</b> <b>【予防治山工事（鏝木）】</b></p> <p>○ 調査基準価格はどのように決定しているのか。</p> <p>○ 調査基準価格は何に基づいて算出しているのか。</p> <p>○ 工事と設計は分離しているのか。</p> <p>○ 指名業者を8社に絞らなかったのはなぜか。電子入札導入により、事務が簡素化されたため11社としたのか。</p> <p><b>4 指名競争入札</b> <b>【市川市東菅野1丁目5番地先給水管更新工事】</b></p> <p>○ 落札業者はAランク業者か、Bランク業者か。</p> <p>○ 指名したAクラス6社は、どのように決めたのか。</p> <p>○ 各社の入札金額の幅が詰まっているようだが。</p> <p>○ 落札率は%か。</p> <p>○ 落札率が高いようだが、設計額がおかしいのではないか。</p> <p>○ 最低制限価格85%は一律か。</p>	<p>○ 設計書の直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の5分の1の三つの合計額に、1.05倍をして得た額としています。</p> <p>○ 低入札価格調査実施要領に基づき算出しています。</p> <p>○ 工事とは分離し、委託として測量設計会社7社の入札により執行しました。</p> <p>○ 地理的条件、実績等を勘案して絞り込んだ会社が11社で、8社に落とす理由がなかったため11社としました。</p> <p>○ Bランク業者です。</p> <p>○ 地域性を考慮し市川浦安地区の業者で実績のある業者、また指名回数の機会均等を考慮して審査会に図って決めました。</p> <p>○ 電子入札で行っており競争の結果だと考えています。</p> <p>○ 97.59%です。</p> <p>○ 設計は水道局の積算基準で行っております。今回の入札結果は業者の見積もりによるものと考えています。</p> <p>○ 最低制限価格は、管工事の場合85%一律です。</p>

意見・質問	回答
<p><b>5 随意契約</b>  <b>【幕張クリーンセンター空気輸送システム修繕工事】</b></p> <p>○ 施設は3社JVとのことだが他の2社はどこか。その2社は、今回の工事での関係はないのか。</p> <p>○ 当該ゴミ処理は、分別収集なのか。</p> <p>○ 分別収集の対応は可能か。</p> <p>○ 当クリーンセンターの維持管理業務はどうしているのか。</p> <p>○ その業務の中で修繕等を行わないのか。  JFE工建(株)の応札の可能性(ノウハウ)はなかったのか。</p> <p>○ 形式的な事務処理での随意契約執行になっていないか。</p>	<p>○ 他は(株)荏原製作所と日本鋼管(株)の2社です。  日本鋼管(株)については、その後川崎製鉄(株)と合併し(株)JFEとなり、同社より環境部門を継承したJFE環境ソリューションズ(株)となっています。  設計積算の見積り依頼時に2社にも依頼しましたが、参考資料のとおり辞退されました。</p> <p>○ 住宅系は、可燃・不燃ゴミを曜日・時間によって区分して収集しています。  事業系については、可燃ゴミのみの収集です。</p> <p>○ 曜日、時間の区別を細かくする程度の対応は可能と思われます。</p> <p>○ JFE工建(株)に依頼しています。</p> <p>○ 通常の軽微な修繕は行いますが、この様な大規模な修繕工事は今回が初めてです。  当初の建設は、3社のJVで施工されていますが、使用されている機器には、三菱重工(株)・日本鋼管(株)・(株)荏原製作所それぞれが開発したものがああり、それらについてお互いのノウハウは持ち合わせていないと思われます。</p> <p>○ 特許等が無く、一部の部品には汎用品もあることから、同業であれば他社でも施工は可能であると判断し、設計積算の見積り依頼を含め3回の指名により行いました。</p>

意見・質問	回答
<p>○ 当初から随意契約にすればもっと安価となったのではないか。</p> <p>○ 1回目の入札で7社辞退のあと、公募、一般競争入札への切替えはできなかったのか。</p>	<p>○ 設計積算に見積りを取っているので、安くなるかどうかは分かりません。</p> <p>○ 執行当時の入札制度は、1億円未満は指名競争入札、1億円以上2億円未満は公募型指名競争入札、2億円以上が一般競争入札との規定から指名競争入札としたものです。</p>

委員講評
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札は透明性を高めることが大切。談合情報については行政が調べて、事実を確定することは難しいだろう。疑わしいものに対してどう対処するか。</li> <li>● 談合情報についてはいたずらなども含めてグレーゾーンが多いただろう。ただ、危険を冒して情報を提供した人もあるだろうから、グレーゾーンに対する対処が必要になってくるだろう。</li> <li>● 談合情報の真相を突き止めることは難しい。みんなで方法を考えてゆくより仕方がないであろう。</li> <li>● 談合問題に関しては継続して考えてゆく必要がある。そうすることで入札は監視されているという意味が出てくると思う。</li> <li>● 談合をやりやすくする仕掛け、やってもプラスにならないような工夫をいろいろな形で議論したい。</li> </ul>

※ このような意見を受けて、談合情報に対する対応の現状について報告するための臨時会議を平成20年2月21日に開催することにしました。